

教職支援センター

ニューズレター

巻頭言



【いじめ防止対策推進法施行5年目を迎えて】

学校は本来、安全・安心で楽しいところでなければならない。子どもにとって学校に行くことが苦痛なものであってはいけない。そのために、子どもを中心として保護者・地域・教育委員会・教師(学校)が一体となった学校づくり、教育体制を形作っていく必要がある。

その学校づくり・教育体制づくりの一つがいじめ対策であると考えます。

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法(以下、いじめ防対法と略す)」が制定され、同年10月に「いじめの防止等のための基本方針」がまとめられた。いじめ防対法が制定されて今年で5年目となる。平成22年10月に滋賀県大津市で発生した中2男子いじめ自死事件がニュースで大きく報道された。これまでもいじめ問題が大きく取り上げられたことがあるが、この大津の事件を直接のきっかけとして教育委員会改革やいじめ防対法が成立に至ったことは記憶に新しい。

この法律の第4条には「児童等は、いじめを行ってはならない」とある。いじめを行うことは絶対に許されないという考え方から、子どもたちに対し、いじめを禁止した規定である。しかし、いじめをした子どもが何か罰せられるという刑罰規定があるわけではない。いわゆる訓示規定である。また、第9条1項には保護者の責務として「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めるものとする」とあるが、いじめ防対法の中に保護者に対する条文があることを知らない国民が多いのではないだろうか。

第4条が訓示規定だからといっても、相手をひどく蹴る・叩くなどしてケガをさせれば「傷害罪」、軽く蹴る・叩けば「暴行罪」、金品などを要求すれば「恐喝罪」、ネット等で中傷すれば「名誉毀損罪」、相手の物品を壊せば「器物損壊罪」などに該当する可能性がある。いじめの認知件数が平成27年度22万4千件(平成26年度は18万8千件 文科省発表)であることを踏まえると、保護者は、子どものいじめは刑罰に関係することがあることを再認識する必要があると考えます。

私は毎年、後期に「生徒指導・進路指導の理論と実践」の授業を担当している。私はいじめに関する講義の中で学生に『いじめはなくならないと思う。しかし、教師はいじめを止めさせることはできる。いじめがあることを恐れるのではなく、いじめがあるにもかかわらずいじめをいじめと認識しないことを恐れなければならない。未然に防止できることにこしたことはないが、防止できなかった場合、いじめを認知したらすぐに対応することも重要である。』と話をしている。

これからも微力ではあるが、時には毅然とした態度で臨み、時には子どもを優しく包み込む、そんな優しい気持ちをもった若手教師養成の一役を担っていきたい。



専任講師 田村 徳至

教職支援センター 授業紹介



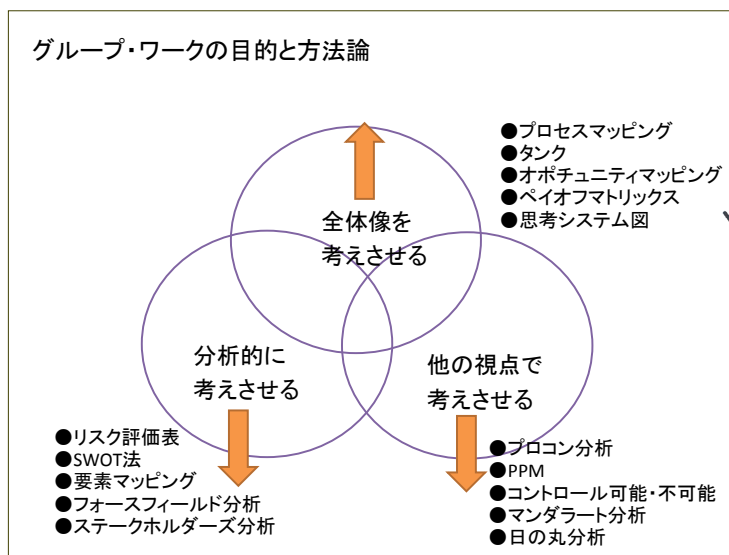
【「ソクラテス・メソッド」と「グループ・ワーク」の併用】

教育学(教育行政学・教育法学・教育経営学)を専門とし、「教育」を取り巻くヒト・モノ・カネを研究している私の担当科目(教職科目)は、「教育学概論」、「教育行政学概論」、「教育法学概論」、「教育経営学概論」、「教育社会学概論」、「現代社会と子どもの学習」、「学校教育の歴史と現状」などです。バラエティに富んだ授業を担当していますが、ほぼ全ての授業を通じて一貫しているのは、ソクラテス・メソッドを用いて「問いを重視した対話型授業」を行っている点と、その媒介ツールとして「グループ・ワーク」を併用している点です。以下、2つの方法について日頃から意識していることを述べたいと思います。

第1は、「ソクラテス・メソッド」です。このメソッドは、教員が一方的に講義を行うのではなく、学生と学生、学生と教員とのディスカッション形式を軸としながら授業を展開させていくというものです。諸説ありますが、このメソッドは、①「テーマ設定」、②「論点マップ」、③「クエスチョンハンドリング」、④「論点整理」から構成されると説明されることが多いものです。①「テーマ設定」では、学生にとって身近なテーマを選択し、「具体的な問い」を複数設定します。授業では、個別具体的な問いから抽象的な問いに至るまで、様々な角度から「問い」を提示します。②「論点マップ」では、「問い」に対して想定される議論の展開を描き、論点をマッピングしていきます。学生の皆さんは就学前教育、初等中等教育とこれまで豊富な教育経験を体感・蓄積してきていますが、その教育を取り巻く、あるいは方向づけている制度・法・ルールにはどのようなメリットとデメリットがあるのか、また主にマスメディア等を通じて構築され、巷で溢れる「教育問題」は誰にとっての「問題」であるかなど、問題認識に至る過程とその要因、問題の構造を論理的に考える機会を提供するように心がけています。③「クエスチョンハンドリング」では、グループから出された意見や視点を時間の許す限り丁寧に拾い上げます。この段階では、次に述べる「グループ・ワーク」の取り組みが成否を握るカギとなります。④「論点整理」では、議論の全体の構図を再度描きながら、グループから出された意見の共通点や相違点、さらには取り上げられなかったアプローチや見解を紹介し、学生個人の意見を全体の構図の中に位置付けるようにしています。

第2は、「グループ・ワーク」です。グループワークの方法については、授業の特性や受講人数の多寡によって柔軟に変えていますが、私がグループ・ワークを活用する理由は、①全体像を考える、②分析的に考える、③他の視点で考えるといった議論における多様な視点をぜひとも習得してもらいたいと考えているためです。学生の皆さんがこれまで受けてきた教育経験は、多種多様であり学生にとっては唯一無二のものであることに間違いありません。ただ他方でその教育経験は絶対的な「正しさ」を有するものであるとは限りません。従って、「教職」をキャリア選択の1つに位置付けている学生には、ぜひ個人の教育経験を一度相対化してもらいたいと考えています。この点に、特定のテーマに基づいて、他の学生と意見交換をすること、すなわち、グループ・ワークやグループ・ディスカッションの意義があると考えています。なお、より教育効果を引き出すために下図のような多様な方法論を取り入れて授業展開を行っています(森時彦他編『ファシリテーターの道具箱』ダイヤモンド社、2008年、より引用)。

今回紹介した「ソクラテス・メソッド」と「グループ・ワーク」の併用は、まだまだ粗削りで道半ばです。今後も学生の協力を得ながら様々な教育方法を援用し、授業の質を高めていきたいと考えています。(荒井 英治郎)



教職支援センター教員による研究内容紹介



【私の研究】

私の研究テーマは、大きくは障害児教育全般にかかわることで、具体的には、聴覚障害児教育における自立活動に関する研究、さらに詳しく言うと、「聴覚障害乳幼児・幼児期における言語および聴覚活用の学習に関する実践的研究」です。私は、大学の社会福祉学部で中高の社会科と養護学校の教員免許状を取得し卒業後すぐに聾学校の教員になりましたが、2校目が大学の附属校だったので、大学の研究室に出入りしながら様々なプロジェクト研究に携わりました。40代の中頃、内地留学という機会を得、大学院の修士課程(現職教員1年制プログラム)に入りました。1年間で修士の学位が取得できるプログラムです。そこでまとめたのが、当時日本でようやく開始された新生児聴覚スクリーニングにかかわる「0歳代からの補聴器装用」に関するものでした。聴覚障害のある幼児の指導や乳幼児の保護者に対する教育相談担当の経験を基に、また、日本ではあまり知られていない教育オーディオロジー(Educational Audiology=教育聴覚補償学)の視点から、補聴器の早期装用をどのように進めるかについて論じました。

想像に難くないことですが、親は我が子に障害があることを告げられると大きなショックを受け、悲しみに襲われます。しかし、難聴があってもモロー反射等の原始反射はありますし、体の発達も定型発達児と変わらず、おまけに新生児期の聴覚検査自体が他覚的に行われるので、我が子に難聴があることについては、なかなか実感が伴いにくいものです。そのため、多くが告知を受けても「もしかしたら間違いなのではないか」という思いを当分の間抱くこととなります。ところが、告知後、数週間から一月ほどの手続きを経てから補聴器という補装具を装用することになります。そのとき、実際に補聴器を耳につけた我が子を見ることになり、そこで改めて我が子の障害が大きく親に降りかかることになるのです。長い長い障害受容の「旅」の出发点です。これが教育のスタートとも言えます。ですから、初めて補聴器を装用するときの瞬間がとても重要になります。こうしたことについて何十人かの保護者の記録やアンケート調査からまとめたのが私の修士論文です。

「0歳代からの補聴器装用」は、決して聴覚障害だけの領域にとどまる内容ではありません。近年、子供の障害はどんどん早期発見が可能になっており、脳画像による検査や遺伝子検査などの研究も進展しています。いわば実感のない段階での「告知」が増えているというわけです。このように考えると、「0歳代からの補聴器装用」に関する研究は、多くの知見を与えていると自負できます。

さて、私の研究テーマは段階的に成長(?)し、現在は、主として幼児期に焦点をあてた「聴覚障害児の言語習得に関する研究」を進めています。これは、聴覚障害教育の指導法に関する専門性を継承し発展させることを目的とした研究で、全国の同じ志を持つ仲間と共に進めています。教職支援センターでの教職教育、あるいは教師教育といった大学での業務は、教育の専門性の継承や発展にかかわるものです。ですから、介護等体験や教育実習に関する学生指導などにおいても私自身の拙い研究は大いに活かしていると考えています。(庄司 和史)



初めての補聴器装用

学芸員・理数系教員(CST)養成支援部門 報告 ①

【教育学部附属松本中学校での臨床学習(2月10日～21日)】

1年生6名と2年生2名が臨床学習を行いました。

丸1日理科の先生について、教師の一日を観察・体験するという臨床学習で、CST事業開始以来、中学校に協力していただき実施しており、実際の教育現場に接する機会の少ない専門学部の学生にとっては貴重な経験となっています。

授業参観もさることながら、理科室の整備や頭に手ぬぐいを巻いて生徒ともに行う清掃活動といった教科指導以外の体験が、貴重な学びとなっています。

今後は、CSTに限らず、教育現場での臨床学習の場を充実させていきたいと考えています。(小山 茂喜)



学芸員・理数系教員(CST)養成支援部門 報告 ②

【長野県立歴史館での学習(2月23・24日)】

博物館情報・メディア論の授業の一環として、長野県立歴史館の協力で、具体を通しての学習を行いました。笹本館長や学芸員・専門主事の講義や展示コーナー・バックヤードでの学習に加え、当日歴史館で開催されていた長野県博物館協議会の研修会にも参加させていただき、県内外の学芸員の方々の研究発表等にも接することもでき、内容の濃い2日間となりました。学生の学びの熱心さに、歴史館から、新設予定の現代に関する展示ブースへの提案をしてほしいという要望が出され、最後の2時間で、学生一人一人自分の思いを入れ込んだ提案を作成しました。(小山 茂喜)



信州大学農学部は2015年の改組により3学科から1学科4コースに再編されました。改組に伴ってカリキュラムが全面的に変わりましたが、改組前と同様に、次の教員免許状が取得可能となっています。

■学部

中学校教諭一種免許状(理科)、
高等学校教諭一種免許状(理科)、高等学校教諭一種免許状(農業)

■大学院農学専攻

中学校教諭専修免許状(理科)、
高等学校教諭専修免許状(理科)、高等学校教諭専修免許状(農業)

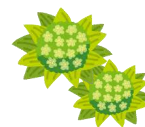
※それぞれ、一種免許取得者のみ取得可能。

※生命医工学専攻は理科専修免許のみ取得可能。

上記の通り、理科だけでなく農業の教員免許も取得可能な点が、農学部の特徴となっています。農学部学生の多くは、高校の普通科出身ですが、農業高校出身もいます。農業高校出身学生が農業の教員免許を取るべく農業高校で教育実習をする場合はさほど心配はないのですが、普通高校出身学生は農業高校の常識を知らないため、教育実習において格別な配慮が必要になります。幸いにも信州大学伊那キャンパス(農学部キャンパス)のごく近隣に上伊那農業高校があり、同校と信州大学農学部とが十分に情報交換することが可能なので、大変助かっております。(農学部 千 菊夫)

各学部より

第四回：農学部



教職支援センター1月～3月の動き

- 長野県総合教育センターと連携講座について打ち合わせ(1/17)、○教員免許更新支援センター会議(1/25)、
- 教職ガイダンス(2/3)、○教員免許更新支援センター運営委員会(2/10)、
- 長野県総合教育センターとの連絡協議会(2/21)、○初級CST認定審査(3/3)、
- CST養成プログラム実施委員会(3/7)、○教職教育委員会学芸員養成課程実施部会(3/31)

編集後記

3月には、特任教授の百瀬司郎先生がご退任され、また、これまで教職関係の総括的な事務を担当して下さっていた方が2名ご異動となり、寂しい年度末となりました。皆様の、新しい場でのますますのご活躍をお祈りしております。4月からは、このニューズレターも二年目に入ります。新しく特任教授として玉川先生を迎え、新体制となった教職支援センターも、どうぞよろしくお願いたします。(広報担当 河野桃子)

